

過去に日本学生支援機構（旧日本育英会）  
の奨学生だった皆さんへ

在学猶予願（在学届）の提出について

2022年度以前に日本学生支援機構（旧日本育英会）から奨学金の貸与を受け、返還猶予（在学猶予）を希望される方は、貸与終了時に配付された「返還のてびき」に従い、下記ご確認のうえ、「在学猶予願（在学届）」を提出してください。

記

1. 対象者

教養学部全科履修生、大学院修士全科生、大学院博士全科生

2. 提出方法・提出先

○スカラネット・パーソナル（インターネット）

[https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top\\_open.do](https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top_open.do)

○在学届（紙様式）：所属の学習センターへ

< 在学猶予→スカラネット・パーソナルが利用できない場合→「在学届」 >

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/zaigaku\\_yuyo.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/zaigaku_yuyo.html)

※原則、スカラネット・パーソナルから提出してください。

※放送大学は1年ごとに在学猶予願（在学届）の提出が必要です。

※事情により、過去の在学猶予願を提出する場合は、スカラネットによる提出はできませんので、紙様式で提出してください。

複数の奨学生番号をお持ちで紙様式で提出する場合、奨学金の貸与が終了しているもののうち、採用年度の「新しい奨学生番号」を1つ記入、「在学届」は1枚の提出ですべての奨学生番号が在学猶予されます。

3. その他

○本案内は、システム WAKABA の学内連絡へも掲載しております。

○同機構へ提出前に大学側で確認し、内容に誤りがあれば修正することがあります。

○大学及び日本学生支援機構での処理に1ヵ月程度要しますので、余裕を持って提出してください。

○選科履修生、科目履修生、修士選科生、修士科目生については、「在学猶予願（在学届）」提出による在学猶予は認められておりません。返還猶予を希望する場合には「一般猶予」として、直接、日本学生支援機構に申請を行ってください。

※申請手続方法

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan\\_konnan/yuyo/ippan/index.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/ippan/index.html)